

福知山市監査委員告示第6号

令和2年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和3年3月4日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 足 立 伸 一

教育委員会 教育総務課

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>施設使用料において、前納すべき使用料であるにもかかわらず、常に後納となっているものがあつた。また、減免の取扱いが不明瞭なものがあつた。</p> <p>事務を改善し、収入事務の適正化に努められたい。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>施設使用料については、前納とし、適正な事務処理に努める。</p> <p>減免の取扱いについては、減免基準を明確にし、収入事務の適正化に努める。</p>

教育委員会 学校教育課

監査の結果	講じた措置
<p>1 補助金等について</p> <p>補助金の申請書については適切な日付で収受の処理を行い、事業実施の適切な時期に補助金を交付されたい。</p>	<p>1 補助金等について</p> <p>補助金交付にかかる事務処理については、今後、関係書類を適切な日付で受け付け、記載内容を精査したうえで関係法令等に基づいた適切、適正な執行に努めることとする。</p>

教育委員会 生涯学習課

監査の結果	講じた措置
<p>1 財産管理について</p> <p>郵便切手受払簿の管理において、改善が図られていなかった。管理の適正化に努められたい。</p> <p>2 補助金等について</p> <p>(1) 提出された計画書が正確な日付で収受の処理がされず、すべて同じ日付で処理されているものがあつた。</p> <p>(2) 補助金が翌年度の事業に充当され</p>	<p>1 財産管理について</p> <p>郵便切手受払簿の表計算の誤りを正すとともに、切手（現物）と管理簿との突合を定期的に行い適正な処理をする。</p> <p>2 補助金等について</p> <p>(1) 提出された計画書は、受け付けた日時に速やかに収受の処理を行う。</p> <p>(2) 補助金交付に関する事務について</p>

<p>ているものがあつた。補助金交付の適正化に努められたい。</p>	<p>は、交付対象者への指導も含め適正な処理をする。</p>
------------------------------------	--------------------------------

教育委員会 図書館中央館

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>現金出納簿、現金引継書などの収納に係る帳簿等において、相互の記載内容が整合しないものなどが見受けられた。事務を改善し、金銭管理の適正化に努められたい。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>各帳簿の整合を図るため、調定伝票の決裁時に現金出納簿、現金引継書を添付しそれぞれ照らし合わせて複数人でチェックすることとした。</p> <p>金銭管理の適正化を図るため、現金出納簿を Excel によるデータ管理から手書きによる管理に改め、日々、所属長が確認・押印を行うこととした。</p>

地域振興部 夜久野支所

監査の結果	講じた措置
<p>1 補助金等について</p> <p>財産区本来の趣旨にそぐわない事業に対して交付金が支出されているものがあつた。早期に是正されたい。</p>	<p>1 補助金等について</p> <p>特別地方公共団体として、財産区の基本原則に基づき、地域住民の福祉の向上を目的としたものに対する支出となるよう見直した。</p>

地域振興部 文化・スポーツ振興課

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>施設使用料の納入通知書及び歳入徴収簿において、納期限や通知日等が条例の規定と整合していないものがあつた。事務を改善し、収入事務の適正化に努められたい。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>施設使用料の納入通知等事務については、条例の規定に基づいた手続きとなるよう改め、今後も適正な収入管理に努める。</p>

<p>2 補助金等について</p> <p>(1) 実行委員会等の支出において、領収書の添付が無いものや領収書の金額が支払伝票に整合しないものがあった。</p> <p>(2) 2か年にわたる事業に対して、初年度に補助金が全額交付されているものがあった。会計年度独立の原則に則り、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>2 補助金等について</p> <p>(1) 指摘箇所については、支出の適切性を確認し直ちに正しく事務処理を行った。今後は、チェック体制を整え、適正な事務処理に努める。</p> <p>(2) 事業費の支出時期を精査し、年度毎に補助金を支出するよう事務手続きを改めた。</p>
---	---

選挙管理委員会事務局

監査の結果	講じた措置
<p>1 財産管理について</p> <p>郵便切手受払簿において、受払簿と切手保管額が一致していなかった。管理の適正化に努められたい。</p>	<p>1 財産管理について</p> <p>以後、購入及び使用の際は、受払簿に履歴を正確に記録し、適切な管理に努める。</p>